

表明スルモノニシテ如斯事項ヲ認容シテ迄天合同ノ必要ヲ認メズト
テ該事項ノ不合理ナルヲ痛罵シ到底合同不可成ル事ノ口吻ヲ
洩セル由ナルカ相互譲歩スルニアラハレバ復又合同ニ傾倒ヲ来ス
様様ナリ

決議事項

- 一 海員共同救済会ト日本海員組合ト合同スルコト
- 二 海員組合ハ三部ニ分チ甲板機関 司厨部トシテ事務ヲ分劃スルコト
- 三 役員ハ茲ニ各部員ヨリ選出スルコト
- 四 組合員ノ救済事業ハ現法人団体タル救済会ヲ以テ海員ノ救済部ト為スコト
- 五 海員組合ノ副組合長一名トシ組合長ノ推挙トス他ニ部長三名ヲ置キ各部ニ於テ選出スルコト

- 六 役員ハ各部均等ニ係リコト
- 七 救済会員ハ合同ト共ニ海員組合ニ加盟スルコト
- 八 海員組合ノ組合長ヲ以テ救済会ノ副組合長ニ推挙スルコト
- 九 海員組合ノ会員一名ニ付救済会全トシテ金之二十パーセントノ義務
- 十 民法ノ条文ニ抵触セラルル範圍ニ於テ救済会ノ定款ノ訂正スルコト

(八月一日)
針谷花方)

(二) 大日本労働者教育会ノ解散

会会ハ大正六年九月廿五日ニ労働者教育振興ノ為組織セルモ尙其
活動ノ見ハハキモノナカリシカ各月十五ヨリ之久野野合會理ヲ長三木
野谷花方ニ役員会ヲ開キ協議ノ結果解散ニ決シ其時會員一同